

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の社会福祉法人Cにおいて介護職として勤務していたが、平成〇年〇月〇日に組立式簡易ステージ（コマ付）を運んでいたところ、同ステージが倒れてきて、頭部を強打し、転倒して右足部を受傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故後、D病院に受診し「右第1趾末節骨開放骨折、右第2趾中節骨骨折、右第3趾末節骨骨折、頭部打撲、右足打撲傷、頸部打撲傷」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付から既存障害として既に支給済の障害等級第14級に応ずる障害補償給付を調整した額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴や本件に係る医師の見解から、右足指の機能障害、同部の神経症状、既存障害である頸部の神経症状及び聴覚障害と認められる。

(2) 右足指の機能障害について

決定書第2の2の(2)のウの(ア)に説示するとおり、第2指の近位指節関節の可動域が健側の1/2以下に制限されていることが認められるが、その他の各指、各関節には硬直や健側の1/2以下の可動域制限は認められない。

したがって、当審査会としても、請求人の右足指の機能障害は、「1足の第2の足指の用を廃したもの」(障害等級第1 3級の1 0)に該当すると判断する。

(3) 右足指の神経症状について

請求人は、右第1指、第2指のしびれ及び疼痛を訴えており、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の障害の程度は、「強度の疼痛のため労務に支障があり、職種によっては相当程度に制約があると考えられる。」と述べている。また、F医師も、「右第1趾(母趾)への外傷が強かったためか、右母趾のシビレ感(MP関節より末梢)を強く訴えている。右母趾全体の圧痛はみられ、右母趾の足底部の知覚鈍麻が著しい。」と述べている。このことから、当審査会としても、同神経症状は、障害等級第1 2級に該当すると判断する。

(4) 既存の障害について

請求人には、平成〇年〇月〇日の業務災害により頸部の神経症状（障害等級第14級の9）と聴力障害（障害等級第11級の3の3）が残存し、障害等級第11級に応ずる額の障害補償給付を受給していることが認められる。

なお、請求人は、聴力障害について、本件事故により悪化したと主張するが、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、本件事故による耳機能への影響は認められないと述べており、同主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエにおいて説示しているように、請求人に残存した障害は障害等級第11級に該当し、加重の取扱いにより、障害等級第11級に応ずる障害補償給付から障害等級第14級に応ずる障害補償給付を差し引いて支給すべきものと判断する。

(6) なお、請求人は、当審査会において過去に取消しとなった裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべき旨主張しているが、加重には該当しない新たな神経障害として、既存障害と別個に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の受傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。